

仕 様 書

- 1 件名
東京通信病院感染性廃棄物処分委託
- 2 予定数量
200,000Kg
- 3 履行期間
2026年4月 1日から2027年3月31日まで
なお、2030年3月31日を限度とし、1年ごとの自動更新を予定。
- 4 対象廃棄物
 - (1) 医療行為等に伴い排出された感染の恐れのある廃棄物（感染性廃棄物）
（注射針、ディスポメス、金属屑、プラスチック、ビニール、ガラスビン、缶類、陶磁器類、紙屑、脱脂綿、ガーゼ及びその他の繊維類等）
 - (2) 医薬品
ただし、同廃棄物を排出する際は、当院から事前に連絡の上、感染性廃棄物とは区別し、封入する容器及び当該容器の表示を別のものとする。
- 5 作業内容等
 - (1) 収集運搬業者が搬入した当該廃棄物が封入された所定の容器を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令及び行政指導を遵守して確実かつ適正に中間処分及び最終処分を行うこと。
 - (2) その他
別添「処分要領」のとおり
- 6 必要許可証等
次の許可証及び証明書等の写しを事前に提出するとともに、下記（1）及び（2）の許可証等を契約書に添付すること。
なお、当該許可証等の許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を通知し変更後の許可証等を委託者に提示するとともに、その写しを契約書に添付する。
 - (1)「特別管理産業廃棄物処分業許可証」
中間処分施設が所在する道府県知事（当該所在地が政令指定都市の場合は、当該市長）から発行された許可証
 - (2)「特別管理産業廃棄物処理委託業務の内容及び受託者の事業内容」
同書に必要な事項を記入して契約書に添付する。
- 7 その他
疑義が生じた場合等不明な事項は、関係法令等に従いその都度、東京通信病院会計課施設管理係監督社員と協議して決定するものとする。

処分作業要領

1 一般事項

- (1) この要領は、処分作業実施方法の概要を示すものであるから、作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも自然付帯の作業は総て係員の指示により委託金額の範囲内で実施すること。
- (2) 同作業に必要な用具、容器及び各種機器類等は受託者の負担とする。
- (3) この要領でいう係員とは東京通信病院会計課施設管理係監督社員をいう。

2 疑義

同作業要領、方法等で疑義を生じたときは係員の指示を受けるものとする。

3 危険予防措置

実施に当たっては、人間、施設及び備品等に対し損害を与えないだけでなく、火災、落下防止を心掛けるとともに、作業の安全を確保するよう必要な措置を行うこと。万一損害及び事故が発生した場合は、直ちに措置し係員に報告の上、その指示を受けるものとする。

4 諸官庁届出等

諸官庁への必要な届出、諸手続等がある場合は、この契約の範囲内で代行すること。また、必要な資料の提供を求められた場合はこれに応じること。

5 報告

本件の報告については、廃棄物処理法の規定に従って、電子マニフェストを使用するものとし、受託した廃棄物の中間処分が終了したときは、中間処分が終了した日から3日以内に、電子マニフェストを利用して、日本産業廃棄物処理振興センターに中間処分が終了した旨を報告するものとする。また、電子マニフェストによる報告とは別に業務完了報告書を作成し、提出するものとする。

6 各施設への立入調査

東京通信病院会計課施設管理係監督社員は、当該廃棄物の処分が法令等の定めに基づき適正に行われているかを確認するために受託者に対して、収集運搬業者及び処分業者の当該施設並びに最終処分場等への立入調査（現場確認）を行うとともに、当該業務の状況に係る報告及び関係書類等の提出を求めることができる。

なお、その際には速やかに対応すること。

7 個人情報の保全

- (1) 請負者は、下記により個人情報の保全に努めること。

ア 請負者は作業員に対し、本契約の履行に際して知り得た個人情報を第三者に漏らし、複製し、又は利用しないよう十分に指導すること。

なお、違反して個人情報が漏れいした場合は、直ちに会計課施設管理係へ報告すること。これにより、当院に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償すること。

イ 受託者は、個人情報の適切な管理を行うための管理体制を有すること。

ウ 請負者は、個人情報の適切な管理を行うとともに、当院から確認を求められたときには、求めに応じること。また、ア～ウは、本契約後においても有効に存続する。

- (2) 請負者は、作業員に対し、公益通報者保護法に係る通報窓口について当社指定の周知文を受領したことを確認の上、当該周知文を用いて周知に努めること。

